

## 農業の振興に関する要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 米政策の推進について

- (1) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成 22 年度以降も継続すること。

また、産地確立交付金については所要額を確保するとともに、これら交付金が十分に活用できるような措置を講じること。

- (2) 生産調整の実効性を確保するため、加工用米を生産調整対象に加えるなど生産調整実施者にとってメリットが実感できる措置を講じること。

なお、今後の米政策の検討に当たっては、本年度から始まった水田フル活用対策及び中山間地域などにも配慮をしながら、生産農家の経営が成り立つような制度とし、新たな施策内容等については、速やかに示した上で十分な周知期間を設けるなど現場での混乱を回避すること。

- (3) 我が国の食料供給力を強化するため、食料自給率・自給力の向上に結びつく新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。

- (4) 米の生産調整は地域性に配慮した割当とするとともに、認定農業者制度における米の生産調整対策の考慮要件の適用に当たっては、市町村毎の地域特性を配慮して弾力的な運用を図ること。

- (5) 市町村水田農業推進協議会に対する加工用米の割当については、生産調整を受ける農家の混乱を避けるため早期に公表すること。

### 2. 多様な担い手や新規就農者を確保・育成し、経営発展や雇用創出を図るため、経営相談や就農情報の提供、技術指導・研修等を積極的に実施すること。

また、農業経営に必要な制度資金の充実強化や農業用機械、施設の導

入経費等への更なる財政支援措置を講じること。

3. 水田・畑作経営所得安定対策の推進に当たっては、加入者のメリットが図られるよう、収入減少影響緩和対策及び生産条件不利補正対策の算定基準の見直しを行うこと。

4. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策の恒久的実施と制度の拡充及び財政措置を強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じ、これらに取り組む地方自治体等に対する財政支援措置を充実強化すること。

5. 食料自給率向上対策について

(1) 国民の食料供給に対する不安を解消するため、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

(2) 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組みの一層の拡充を図ること。

6. 米や野菜、特産農産物など国産農産物の価格安定対策を継続・拡充するとともに、海外産農産物の輸入機会の見直し等により、生産者所得の向上を図ること。

7. 生産拡大に通じる土地利用対策を示すなど未利用農地の解消を図ること。

また、耕作放棄解消農地の利活用を促す支援策を講じること。

8. 市民農園など都市における緑地の確保・保全が図られるよう、相続税の納税猶予等、所要の措置を講じること。

9. 農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。

また、農用地区域の指定・変更に当たっては、都道府県の同意を不要とするよう必要な措置を講じること。

#### 10. 農業農村整備事業の推進について

(1) 農業生産基盤を強化するため、ほ場整備事業を推進すること。

また、土地改良事業を円滑に推進するため、土地改良施設維持管理適正化事業の拡充など必要な措置を講じるとともに、他の農業用施設の改修・更新、維持管理についても支援の拡充・強化を図ること。

(2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率の向上のため、農業集落排水事業を推進するとともに、公共下水道への接続に係る手続きの簡素化等、所要の措置を講じること。

また、農業集落排水施設を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に位置付けるなど、被災時の復旧事業に対する財政措置が確実に講じられるようにすること。

(3) 農業生産性の向上及び地域防災上の観点から、「ため池」の整備・改修等に係る財政措置を充実強化すること。

(4) 農業用水等を活用した小水力発電を推進し、農業振興及び農業・農村の多面的機能の拡充が図られるよう、発電施設の整備等に係る手続きの簡素化や水利権に関する法整備等、所要の措置を積極的に講じるとともに、関係機関の連携促進を図ること。

#### 11. 食の安全・安心確保対策について

(1) 牛海綿状脳症（BSE）対策については発生防止策及び安全確保対策を継続すること。

また、自治体を実施する20ヶ月齢以下の牛を対象としたBSEスクリーニング検査に係る平成20年8月以降の費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 食の安全・安心に関する国民の信頼を回復するため、食品安全対策の強化を図ること。

12. 畜産・酪農経営安定対策について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

13. 家畜排せつ物の利用促進に必要な財源を確保するとともに、広域的なリサイクルシステムを確立し、その推進を図ること。

14. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の拡充を行うこと。

また、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進すること。

なお、鳥獣害防止総合対策事業を進めるに当たり、経費の一部負担や維持管理作業など農家の負荷が大きいことから、事業量が平準化するよう実施期間を延長すること。

15. 国際農業交渉等に係る適切な対応

- (1) W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉に当たっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、日豪 E P A 交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう、慎重かつ粘り強く交渉すること。

さらに、国内農林水産業の構造改革を加速させ、国際競争力の強化を図ること。

- (2) 原油、穀物などの価格に重大な影響を及ぼす投機資金等の市場流入を規制するため、国際機関への働きかけなど適切な措置を講じること。